

！注意！

## ●幼・保育園、学校でケガや病気をしたら

学校の管理下において負傷または疾病に係る、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、**福祉医療の対象となりません**のでご注意ください。

### 園や学校でケガや病気をしたら

- 病院に学校管理下での負傷または疾病であることを伝える
- 窓口で福祉医療は使用しないことを伝え、自己負担額をお支払いください



この時支払った医療費については、園や学校を通じて、独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給されます。

### ＜給付対象となる医療費＞

初診から治ゆまでの医療費総額（医療費の10割）が、5,000円以上のもの



窓口で支払う医療費の自己負担額が

3割負担の場合 → 1,500円を超えた額

2割負担の場合 → 1,000円を超えた額

もし、病院で福祉医療を使用した場合は、後日自己負担額を町に戻していただくこととなりますのでご注意ください。※高校の場合はこちらで確認できませんのでご連絡ください。

## ●受給者証の再交付

受給者証を紛失または破(汚)損した際は再交付できません。お越しになる方の身分証明書と印鑑をお持ちになり、役場福祉保健課または各出張所で申請し、再交付を受けてください。

## ●受給者証の更新

受給要件に「所得制限」等があることにより、毎年8月に所得審査による更新があるため、有効期限が年齢要件で設定されている方以外は7月31日までとなっています。美郷町では、届出の内容に変更がない限り自動更新することとしておりますので、毎年7月中に新しい期限の受給者証をご自宅に郵送しています。

## ●所得制限基準表

扶養親族の数	父または母の所得額
0人	4,600,000円
1人	4,980,000円
2人	5,360,000円
3人	5,740,000円
4人	6,120,000円
5人	6,500,000円

父か母のどちらかが基準額を上回ると区分80となります。区分が「80」の方は本来であれば福祉医療の対象となりませんが、美郷町では独自に制度を拡大して対象としています。

\*問い合わせ・届出先\*

美郷町役場  
福祉保健課医療保険班

TEL 0187-84-4907

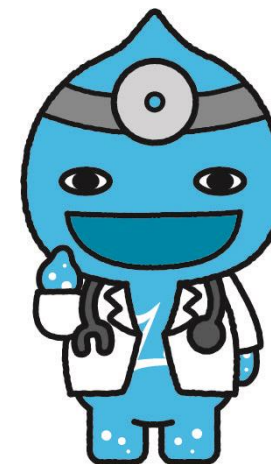
〒019-1541

秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10

# 乳幼児および小中高生等の福祉医療制度

令和3年度

【令和3.8.1～.令和4.7.31】



美郷町

## ●福祉医療とは

福祉医療とは病院や薬局での医療費の自己負担相当額を秋田県と美郷町で負担する制度です。乳幼児および小・中学生のほか、ひとり親家庭の児童や身体障がい者等の方々が対象となります。

## ●受給要件

福祉医療の乳幼児および小・中学生は、年齢や保護者（両親）の所得、住民税の課税状況によって次のとおり区分されます。

【0歳児】 ※自己負担はありません

区分	所得制限	父母の住民税所得割	受給者証の色	有効期限
74	内	非課税	白	令和4年7月31日
74	内	課税	白	令和4年7月31日 ※1歳の誕生日の月末
80	超	—	橙	令和4年7月31日

※令和2年8月1日～令和3年6月30日生まれの方は、1歳の誕生日の翌月から【1歳～6歳児】区分に変更になるため、有効期限が「1歳の誕生日の月末」となります。  
翌月から使用する受給者証は、誕生月に郵送します。

【1歳～中学生】 ※自己負担はありません

区分	所得制限	父母の住民税所得割	受給者証の色	有効期限
74	内	非課税	白	令和4年7月31日
81	内	課税	黄	※令和4年3月31日
80	超	—	橙	

※平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、中学校卒業のため、有効期限が令和4年3月31日となります。

## ●8月1日から対象を高校生等まで拡大します！

【高校生等】 中学卒業後～18歳到達日以後における最初の3月31日の間にある児童。※自己負担はありません

区分	所得制限	父母の住民税所得割	受給者証の色	有効期限
80	—	—	橙	令和4年7月31日 ※令和4年3月31日

※平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方は、有効期限が令和4年3月31日となります。

## ●受給者証が使えない場合があります

福祉医療制度は次の場合使用できませんのでご注意ください。

- 県外の医療機関における受診
- 訪問看護療養の受診
- 県内医療機関で受給者証を提示しなかった場合

## ●医療機関で自己負担を支払った場合

《手続きに必要なもの》

- 医療機関に支払った際の領収書
- 福祉医療費受給者証
- 受給者の健康保険証
- 申請者（受給者の父又は母）の通帳
- 印かん

## ●加入している健康保険証が変わったときは届け出が必要です

《手続きに必要なもの》

- 変更届出書（※）
- 受給者の健康保険証
- 印かん



「変更届出書」は役場福祉保健課に備えて付けておりますので手続きの際は役場福祉保健課においで下さい。